

平成31年度山形県食品衛生監視指導計画(案)の概要について

- 1 策定の趣旨： 飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を目的に食品の安全性の確保に必要な施策を計画的に実施するため、食品衛生法第24条の規定により、県が食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、公表することが義務付けられている。策定にあたっては、リスクコミュニケーションとして広く県民の意見を募集する。
- 2 スケジュール： 第2回食の安全推進会議(2/28) ⇒ パブリックコメント(3月中)

平成30年度の主な取組み

(1) 食品等事業者に対する監視指導

- ◎ 食品衛生法の規格基準が適用される食品の製造施設及び取扱施設並びに輸入原材料を使用して食品を製造する事業者に対する監視指導の強化

(2) と畜検査の実施及びと畜場等に対する監視指導

- ◎ と畜業者に対し、HACCP導入型基準に基づく衛生管理の検証
- 輸出食肉に係ると畜場等の衛生監視指導の強化 (H31～山形市に移譲)

(3) 県内に流通する食品(輸入食品を含む)の検査

- ◎ 県内に流通する食品(輸入食品を含む)の食品検査等による不適正な食品の流通防止の実施

(4) 食中毒予防対策

- ◎ 食品等事業者に対するノロウイルス食中毒予防の監視指導の強化及び県民への毒きのこ食中毒の未然防止に係る注意喚起と啓発の強化
- 各強化月間における効率的かつ効果的な監視指導、注意喚起の実施

(5) 適正な食品表示の確保

- ◎ 食品等事業者に対する新しい食品表示制度に基づく食品表示への切り替え促進の取組み強化
- 関係機関と連携し、産地直売所等における食品表示の監視指導の強化

(6) HACCP手法による衛生管理の制度化を見据え導入を促進

- ◎ HACCPの制度化に向けた食品等事業者への制度の普及啓発と専門的な指導助言
- HACCP導入型基準を導入した施設に対する衛生管理の検証

(7) 食品等事業者における危機管理体制の充実

- ◎ 食品等事業者による保健所ホットライン活用の周知及び徹底
- 報道機関への情報提供等の健康被害拡大防止対策に係る指導助言

(8) 生産段階の食品安全規制との連携

- 関係部局と連携して生産段階の食品の安全確保を推進

(9) 食の安全に関する情報の提供・意見交換

- ◎ リスクコミュニケーションを開催し、県民の食に関する不安の軽減と、消費者、生産者、事業者等の相互理解を推進
- やまがた食の安全ほっとインフォメーション事業の拡大並びにホームページや報道機関などへの積極的な情報発信及びFacebook等新しい媒体の活用取組み

(10) 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

- 食品等事業者に対する食品衛生講習会の開催及び食品衛生監視員等の資質向上のための各種研修会への派遣

※二重丸は重点取組み

食品の安全を取り巻く状況

■ 輸入食品に対する不安増大

- ・ 海外での悪質事件の発生により、輸入食品への不安が増大

■ HACCPによる衛生管理の義務化

- ・ 国では、国内における食品の安全性確保のため、全ての食品等事業者にHACCPによる衛生管理を義務化

■ 食中毒発生状況(平成30年)

- ・ 発生件数は10件、患者数は59名(平成29年発生件数11件、患者数110名)
- ・ 主な原因は、植物性自然毒3件、アニサキス3件、カンピロバクター2件

■ 広域的な食中毒への対応

- ・ 発生地域が広域化した食中毒の増加

■ 食品表示法の周知

- ・ 不適正表示の農水畜産物加工品が産地直売所等で販売
- ・ 食品表示法の平成32年4月完全施行

■ 食品衛生上の危機管理対応

- ・ アレルギー物質の表示ミスや異物混入等、健康被害のおそれがある場合の食品製造業者による迅速な回収や改善策の確実な実施

■ 山形市が中核市に移行

- ・ 新たに市保健所と市食肉衛生検査所を設置

連携支援

平成31年度食品衛生監視指導計画における主な取組み

(1) 食品等事業者に対する監視指導

- ◎ 食品衛生法の規格基準が適用される食品の製造施設及び取扱施設並びに輸入原材料を使用して食品を製造する事業者に対する監視指導の強化

(2) と畜検査の実施及びと畜場等に対する監視指導

- ◎ と畜業者に対し、HACCPに基づく衛生管理の実施状況の確認・検証

(3) HACCPによる衛生管理の義務化に向けた取組強化

- ◎ HACCPの義務化に対応するため食品等事業者の規模に応じた「HACCPに基づいた衛生管理」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入のための指導助言
- ◎ (公社)県食品衛生協会や民間企業等と連携したHACCP制度化の啓発と導入支援
- HACCP導入型基準を導入した施設に対する衛生管理の検証

(4) 県内に流通する食品(輸入食品を含む)の検査

- ◎ 県内に流通する食品(輸入食品を含む)の食品検査等による不適正な食品の流通防止の実施

(5) 食中毒予防対策

- ◎ 食品等事業者に対するノロウイルス食中毒予防の監視指導の強化及び県民への毒きのこ食中毒の未然防止に係る注意喚起と啓発の強化
- ◎ 国や他都道府県等との連携強化
- 各強化月間における効率的かつ効果的な監視指導、注意喚起の実施

(6) 適正な食品表示の確保

- ◎ 食品等事業者に対する新しい食品表示制度に基づく食品表示への切り替え促進の取組み強化
- 関係機関と連携し、産地直売所等における食品表示の監視指導の強化

(7) 食品等事業者における危機管理体制の充実

- ◎ 食品等事業者による保健所ホットライン活用の周知及び徹底
- 報道機関への情報提供等の健康被害拡大防止対策に係る指導助言

(8) 生産段階の食品安全規制との連携

- 関係部局と連携して生産段階の食品の安全確保を推進

(9) 食の安全に関する情報の提供・意見交換

- ◎ リスクコミュニケーションを開催し、県民の食に関する不安の軽減と、消費者、生産者、事業者等の相互理解を推進
- やまがた食の安全ほっとインフォメーション事業並びにホームページや報道機関などへの積極的な情報発信及びFacebook等新しい媒体の活用取組み

(10) 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

- 食品等事業者に対する食品衛生講習会の開催及び食品衛生監視員等の資質向上のための各種研修会への派遣

※二重丸は重点取組み、下線は新規取組み